

(インターネット利用上の個人情報の保護)

- 9 内海府小学校のホームページ上に、児童の個人情報を発信する場合は、本人及び保護者の同意を前提とし、教師の指導のもとに発信するものとする。

なお、インターネットで発信する児童の個人情報の範囲は、次に定めるところによる。

(1) 氏名

原則としてアルファベットを使用しイニシャルで表示する。ただし、教育上必要がある場合には、生徒の氏名を使うことも可とする。

(2) 意見・主張等

児童の意見、考え、主張等については、教育上の効果が認められる場合において発信することができる。

(3) 写真・映像・音声

児童等の画像を扱う場合は、個人が特定できないよう配慮する。集合写真等においても個人の顔が特定できる場合には、その画像を児童等の本人及び保護者に示して同意を得た上で、氏名と一致することのないように掲載する。

ただし、相手が特定される電子メールにおいては、教育上の必要があると校長が認められた場合に限り、個人の顔が特定できる画像を使うことができる。

(4) その他

住所、電話番号、生年月日、家族の氏名や職業などの個人情報は発信しないものとする。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、必要に応じて、氏名、年齢、趣味・特技等の自己紹介程度の個人情報を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号は発信しないものとする。

また、郵便や宅配便を利用するために、相手にこちらの住所等を連絡する必要がある場合には、学校の住所や電話番号を使用する。

- 10 インターネットを利用するに当たっては、個人情報及びデータ等の保護に努める。

(電子メール)

- 11 電子メールの利用については、個人のプライバシーを侵害しないように十分配慮すると共に、本規定の9に従って個人情報の保護に努めることとする。

(発信内容の公開)

- 12 個人情報を含むすべての情報は、要請があれば直ちに開示する方策を講じなければならない。また、本人もしくは保護者から発信内容の訂正や取り消しの要請を受けた場合には、速やかに発信内容を変更しなければならない。

(取り扱い責任者)

- 13 校長は、インターネットの利用の適正を図るため、「ホームページ担当者」を置くものとする。「ホームページ担当者」は、個人情報の発信も含めたインターネット利用状況について、職員会議等で、学校長及び全職員に報告しなければならない。

当面、内海府小学校では「ホームページ担当者」を情報教育主任とする。

(本規定の変更)

14 この規定は常に全職員で協議し、安全で効果的な個人情報管理をめざして常時検討が加えられなければならない。

「佐渡市立内海府小学校における個人情報保護 校内規定」より